

別表第一

補助対象経費

No.	経費区分	内容	補助限度額等
1	報償費	出演者等に対する謝金	当該事業用と明確に区分できるものとし、補助事業の総事業費（補助対象経費と補助対象外経費の合計額をいう。以下「総事業費」という。）の20%未満とする。
2	旅費	出演者等に対する旅費、宿泊費	当該事業用と明確に区分できるものとし、総事業費の20%未満とする。
3	会議室借用費	事前打合せ等に係る会議室等の借上費用	
4	会場借用費	イベント会場の借上費用	
5	会場設営費	イベント会場の会場設営費用	
6	通信運搬費	郵便、電話等通信、運搬に要する経費	当該事業用と明確に区分できるものに限る。
7	広告宣伝費	チラシ、ポスター、ウェブサイト、看板等の作成に要する経費	安売り等のチラシは補助対象外とする。
8	イベント費	他の経費区分に属さないイベント経費	賞品等は総事業費の30%未満とし、金券は対象外とする。物販等の仕入れにかかる経費は補助対象外とする。
9	賃借料	資機材等の賃借に要する経費	
10	消耗品費	事務用品等消耗品に要する経費	使用耐用期限が1年未満のものとする。備品と解されるものは除く。
11	委託費	イベントの運営、警備等に要する経費	自ら実行することが困難で、専門の業者に委託する必要がある業務とし、補助対象経費の50%以下とする。
12	光熱水費	水道、電気、ガス、燃料等の経費	当該事業用であることを明確に区分・判別できるものに限る。
13	食糧費	事前打合せ及びイベント開催日の運営従事者の弁当及び飲料費	総事業費の10%以下であって、かつ、50,000円を上限とする。酒類は補助対象外とする。
14	人件費	アルバイト等の賃金	補助事業の実施のために臨時に雇用された者の賃金に限る。
15	雑費	保険、保管料、手数料等に要する経費	
16	感染症対策費	感染症の防止に要する経費（他の経費とは別途計上すること）	賃借料、消耗品費、人件費等
17	その他市長が必要と認める経費	上記以外の経費で市長が必要と認める経費	

（付記）経費区分にない経費及び補助限度額を超える経費は、補助対象外経費として経理する。